

## 平成 22 年度 第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会 議事概要

1. 開催日時：平成 22 年 12 月 17 日（金） 午後 1 時 00 分～2 時 30 分
2. 開催場所：財団法人 JKA 4A・B 会議室
3. 議題：（1）審査・評価体制及び審査・評価の流れについて（案）  
（2）審査・評価マニュアルについて（案）
4. 報告事項：平成 23 年度補助事業要望の状況

### <資料>

- 資料 1：平成 23 年度・補助要望応募状況一覧表（公益事業振興補助事業）
- 資料 2-1：補助事業審査体制及び審査の流れ（案）
- 資料 2-2：補助事業評価体制及び評価の流れ（案）
- 資料 3：機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価  
マニュアル（案）

### 5. 出席者

小松隆二委員（委員長）、栃本一三郎委員（委員長代理）  
川戸恵子委員、山岸秀雄委員、宮嶋泰子委員、高橋紘士委員、千田彰一委員  
[事務局]笹部理事、平柳理事、竹内グループ長、池田室長、佐藤副室長、富田担当  
長

### 6. 退任委員の報告及び新任委員の紹介（事務局）

中尾一和委員が都合により退任  
高橋紘士委員（国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授）が新任  
千田彰一委員（香川大学 医学部 教授）が新任

#### 高橋紘士委員挨拶

国際医療福祉大学で社会人の教育をやっています高橋と申します。どうぞよろしく  
お願いいたします。

#### 千田彰一委員挨拶

香川大学の千田でございます。医学部で内科をやっております。どうぞよろしくお

願いたします。

## 7. 本委員会の定足数の確認

「補助事業審査・評価委員会規程」第7条第1項の規程に基づき、ただいま委員総数12名中7名のご出席をいただいておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

## 8. 事務局笹部挨拶

委員の皆様方におかれましては、この師走のお忙しい中、第2回審査・評価委員会にご出席賜りまして、ありがたく存じております。

前回の委員会開催に際しましては、お忙しい中、やはり格別なご理解・ご協力のもと、補助事業の厳格化・透明化に向けた改革または見直しに関しまして、ご審議をいただきました。その結果、補助方針を当委員会において決定させていただきました。おかげさまをもちまして、11月5日、公示を迎えることができました。

いずれにしても、この補助事業の開始ということで、本日もご足労を願ったわけですが、本日の議題につきましては、大きな改革であります審査・評価の体制に関しまして、我々の考え方をご審議していただく議題を設定しております。JKAといたしましても、補助方針の着実な実行はもとより、補助事業の一層の適正執行に努めてまいらなければいけない大きな責務を感じております。

従いまして、本日もよろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。まだまだ、これからお手数をかけることが多々出てくるかと思えます。1月から3月にかけて、今までの審査委員会、1回を3倍に増やすということも、大きな改革の目玉であります。そのためには、適正な審査のあり方、考え方、または、すべての審査に関しまして、今日、ご出席いただいております各委員のお力をお借りしないと、この補助事業が進みません。

そういう意味で、多くのご苦労をおかけすることになりますので、本日のこの審査・評価に関しましては、初めての試みということで、まだまだ至らない点が多々あるかと思えます。ご忌憚のないご発言を期待しておりますので、よろしくお願いたします。

## 9. 議事

### (1) 資料の確認 (事務局)

資料1「平成23年度・補助要望応募状況一覧表 (公益事業振興補助事業)」

資料2-1「補助事業審査体制及び審査の流れ (案)」

資料2-2「補助事業評価体制及び評価の流れ (案)」

資料3「(案) 機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価マニュアル」

(平成 23 年度版)

(2) 審査・評価委員の指名について (事務局竹内)

審査・評価を行っていただくに当たりまして、皆様には事前に評価委員、または審査委員のいずれかの委員として、本委員会に携わっていただきますようお願い申し上げます。ご内諾をいただいているところであります。

まず審査委員は小松委員長をはじめ、大江委員、小林委員、千田委員、高橋委員、栃本委員、西貝委員、原田委員、宮嶋委員、山岸委員の以上 10 名の方々をお願いし、評価委員につきましても、川戸委員、早野委員をお願いいたしております。なお、評価委員につきましても、現在さらに 2 名の増員を考えていることをご報告させていただきます。

(3) 事務局平柳挨拶

本委員会で、公益の委員会における審査と評価を担当する委員をご紹介されましたが、川戸委員と早野委員は、評価に関する委員ということで、どうぞよろしく願いをいたします。

なお、現在 12 名の委員の中で、2 名が評価担当という形をお願いをしておりますけれども、先ほど説明があったように、新たに 2 名の評価専門委員を増員すべく、今、事務局で折衝中ございまして、次回の平成 23 年 1 月の委員会では、具体的な委員のお名前等をご報告できる運びでございます。

評価に関する業務については、後ほど事務局のほうから十分説明をさせていただきます。JKA の補助事業として、採択した事業の個別の評価と補助事業全体の評価を総括していただくということが、この評価のメインの業務となります。また、公営競技事業として実施している競輪とオートレースの収益金が、いかに社会的なニーズにそった社会貢献事業として幅広く支持を受けて、非常に特徴的な補助事業となるように、事業評価を通じて提言をいただきますように、重ねてお願いをしたいと思います。

(4) 平成 23 年度・補助事業応募状況について (事務局竹内)

11 月 5 日から 12 月 6 日まで募集しておりました平成 23 年度補助事業の要望の応募状況についてご報告いたします。

資料 1 「平成 23 年度・補助要望応募状況一覧表」をご覧ください。

この表は、平成 22 年度と平成 23 年度が対比になっておりますが、平成 23 年度を軸にして作った表でございます。平成 23 年度の応募総数に関しましては、応募総数 527 件、補助金としての要望額 5,517,773,000 円ということになっております。

この 527 件のうち、188 件が、各委員に審査をお願いする案件の総数でございます。残りの 339 件は「簡易案件」でありまして、事務局のほうで審査させていただきます。

案件でございます。

今年、特徴的なところを申し上げますと、「公益の増進」の中の重点事業、「国際交流」という事業が来年度から公益で募集することになりまして、ここが 12 件、1 億 4,000 万円ほど。また、「新世紀未来創造プロジェクト」といって、小・中・高校生を対象にした 100 万円を限度の助成事業でありますけれども、これに関しましては、28 件、25,228,000 円の応募がございました。

「社会福祉の増進」に関しての特徴は、「その他の社会福祉事業」の「福祉車両」の応募は、例年 300 件を超える応募があったところ、23 年度は 225 件でした。

以上のような特徴でございました。なお、平成 22 年度が 617 件、10,832,178,000 円であったところ、件数に関しましては 90 件ほど、金額においては約半分ほどになっております。

以上で応募状況のご報告とさせていただきます。

## <質疑>

### a 委員

いまの説明で、平成 22 年度の応募額ベースですけれども、100 億だったものが 50 億になっていますね。これは今般の事業仕分け以降のいろいろな見直しの中で、補助率であるとか、その他重点的なことを示すということで、変えたという経緯があるのですけれども、そういうものの影響なのか、そこの分析はどう理解されていますか。

つまり、改革はよいのだけれど、それが助成を受ける人たちや、手を上げて、これをやりたい、あれをやりたいという人たちからすると、フィットしていないということで減ったという見方もあり得るので、そのへんの解釈は、今後、評価委員の任命ということでお話がありましたけれども、実際に JKA のこの事業が公益に資するもので、各領域の良きことを行う人たちにとって、具体的に貢献できるというか、フィットすることが重要なので、それを評価するというお話がありました。その点で、どう思うように思われているのか、教えていただけますか。

### 事務局竹内

まず平成 22 年度の応募状況につきましては、108 億 3,200 万円というたいへんな数だったのですけれども、私どもは 22 年度の事業を受け付けました時、つまり事業仕分けを受ける前から、補助率とか事業の整理については取りかかっておりまして、平成 22 年度後の査定金額というのも 79 億まで精査いたしまして、査定金額としておりました。その点では、20 億ほどになりますけれども、今、栃本委員のご指摘の通り、この中で財団法人とか社団法人の自粛が大きく影響していると考えております。ただ、公益に関しましては、社会福祉法人とか更生保護法人とかが中心になっておりますので、応募状況はあまり変わっていないと。要望期間が短かったけれども、そのことでの影響は少なかったと考えています。

#### a 委員

ひと月というのは、いろいろな助言とか、仕分け以降のことがあったので、それがフィックスされないと社会的には出せないからということで、たぶん短くなってしまったと。来年以降は、期間はきちんとなるからよいと思う。もう一点は、公益法人等の部分で、財団とかそういうものを精査したということで、去年の要望は100億で査定で79億ほどですね。今度は、要望が55億ということになって、これはかねてより言われていることなのだけど、23年度の採択率という問題があって、採択率が結果的に高く見えてしまうと、ほとんど採択しているみたいなことを言われるから、そのへんは十分よく考えてしないと。そういう意味では、むしろ、入口のところできちんと申請された事業の内容を審査しているからということなのだけど、採択の数字だけパッと見た場合には、そのように思われてしまうことがあるので、これは十分説明できるようにされたほうが、私はよいと思う。

#### b 委員

私も同じように説明を受けましたときに、新規といいますか、従来と公募の仕方を変えるとお伺いして、申請件数の増加を期待しました。事実、私どもの大学でも、私は今まで気がついていなかったのかもしれないのですけれども、今回は、大学の中で事務のほうから案内が回されてありまして、しかも、応募しやすくなりましたという解説まで付いて出してありました。そういうものを見ていまして、この結果を見せていただくと、逆に件数も減って、額も減ったということです。そのようにお変えになった結果として、従来なかったところからの新規の応募というのは、どれくらいだったのでしょうか。それが、周知の期間が短かったからダメなのか、それとも根本的に公募の周知の仕方が問題なのか、どちらが原因とお考えになっているのでしょうか。

#### 事務局竹内

今、ご指摘の一つですけれども、まず周知の方法に関してですけれども、私どもは今まで全国5大紙と言われる新聞広告を中心にやってきたところではありますが、今年はそれに加えて、媒体としてテレビ、インターネットなどを十分利用させていただきまして、PRの拡大に努めました。それともう一つ、これはピンポイント的なのですが、先ほど申し上げました「新世紀未来創造プロジェクト」に関しましては、全国の都道府県並びに市町村のすべての教育委員会にダイレクトメールを発送させていただいたりしております。その結果、例えば、プロジェクトのほうですと、28件というのは数では少ないかもしれませんが、初めての短期間にしては、よく申請していただけたのではないかと考えています。

ただ、一方で、やはり応募総数が少なくなったということに関しましては、事業仕分けの結果、補助方針で通常の社団法人とか財団法人のところに関しましては、若干、応募に関しまして内部留保率等の制限をかけたところもあります。あるいは補助率の見直しをして、今年からはかなり自己負担を求めました。そういったところも若干は

影響していると思っております。

#### c 委員

私もまったく同じように考えていまして、ぜひ有益に使ってほしいと思って、私自身もかなり PR したのです。そうすると、やはり今回に関しては、公示期間が非常に短くて、受け取って、これを応募したいのだけど、これを応募するためには、補助率はこれだけですから、自分のところでも何がしかの計画なり、財産を用意しないといけない。それをこの短期間ではとてもできないから、新しい事業に応募できない、残念だ。次のときを待つという方がずいぶんいらしたので、ぜひ、近いうち、ここを重視して、なるだけ早く PR をよろしく願います。

それと、新聞の広告がもう一つ目に飛び込んでこなかったということがあります。新聞では補助をしているよと。JKA の文字ばかりが踊っていて、事業の内容そのものがわかりにくいかなという気がしました。

#### 事務局笹部

もう一つ今回新たにチャレンジしたのが、例年 JKA の補助事業の公示は、8 月だけ行っておりました。今回から、年 1 回だけではだめだということで、「民間助成団体便覧」と地方自治体向けのホームページに通年型で周知できるよう改善を考えております。そういう改善を今後も行っていかなければいけないと思っています。

#### 委員長

今、確かに大きな転換期にあるわけで、そこで数字的には、こういう大きな転換の反応があったと、これから数字だけではなく、中身のほうで点検する必要があるわけですが、これが今後、良い方向に生かされればいいし、また生かさなければならぬと思っています。こういう数字も大きく変わったのを機に、精査しながら、ぜひ、JKA らしい補助事業ができればよいと思っていますので、事務局によろしく願いたいと思います。

#### (5) 議題 (1) 審査・評価体制及び審査・評価の流れについて

##### 1) 審査体制及び審査の流れについての説明 (事務局富田)

本議題につきまして、まずは審査体制及び審査の流れについて、説明いたします。お手元の資料 2-1 「補助事業審査体制及び審査の流れ (案)」をご覧ください。

1 枚目の右上をご覧くださいなのですが、割振り方法としまして、以下の 4 点をベースとさせていただきます。

まず 1 点目が、件数の平準化を図るために、補助事業の応募総数を審査委員の皆様のご総数で割らせていただきまして、均等な審査案件を担当していただくということでございます。

2 点目ですが、先入観・恣意性を排除するために、担当案件につきましては、各審査委員にアトランダムに割振りをさせていただきます。

3 点目ですが、恣意性を排除するために、主査・副査の組み合わせは、アトランダムに決定をさせていただきます。

4 点目になりますが、審査の厳格化を図るために、主査・副査の組み合わせはオフィシャルにしない。この4点を今回、担保させていただきます。

平成23年度につきましては、527事業ございます。そのうちの188件の事業を委員の皆様にご振り分けさせていただきます。従いまして、お一人の委員の方に対して、36件ないし37件をご審議いただくという形になります。

審査内容は、大きく組織の審査と事業の審査がございます。組織の審査につきましては、JKA事務局で行います。事業審査については、後ほど議題(2)審査・評価マニュアルのところで説明しますが、主査・副査の皆様は審査マニュアルを基に、審査していただくというものです。

また、主査と副査間のやり取りが出てきますので、そのやり取りは、JKA事務局で事務的サポートを行います。

それで、この527件を審査して、年明け、1月、2月、3月に3回予定されております審査・評価委員会で、主査から報告していただいて、採択をしていただくという流れになります。

それでは、1枚めくっていただきまして、「主査・副査のチェックの方法(案)」をご覧ください。こちらが審査を行っていただくための手順になります。

まず、1点目が「審査シートへの記入」ということで、先ほど申し上げました審査案件を、JKA事務局から主査・副査に、同時に要望書類、これはCD化されたもの、それと、審査をするための審査シートを同時に送らせていただきます。そして、主査・副査が審査していただいた後に、JKA事務局に一度返していただき、それを事務局でまとめ、主査が審査した部分について、副査にチェックをしていただくという流れとなります。

また、副査で案件をチェックしていただいた後に、仲介に事務局を経由して、その後に主査の最終チェックを、副査からいただいた審査結果を主査に最終チェックをしていただくということになります。

また、主査の最終チェックが終わったら、JKA事務局に戻していただき、副査の最終結果報告という形になります。主査・副査につきましては、審査の厳格化を図るために、作業の途中まで、どなたが主査で、どなたが副査かわからない状況になっています。

③の「主査の最終チェック」のところで、副査がチェックされた後に、主査へ行きますので、ここで主査は初めて副査が誰かわかるような形になります。また、下段の④の「副査への結果報告」、この時点で副査は初めて主査がどなたかわかるという流れになります。

以上のように、主査・副査に分けさせていただきます。事業審査を案件ごとに、

主査から副査、副査から主査、主査から副査というような流れで審査し、審査結果を主査から本委員会に報告する形となります。

## 2) 評価体制及び評価の流れについての説明（事務局佐藤）

お手元の資料2-2「補助事業 評価体制及び評価の流れ（案）」をご覧くださいませでしょうか。

評価につきましては、平成23年度補助事業を評価いただくという形になります。お手元で言いますと、黄色で塗られたところが平成23年度補助事業になります。右端を見ていただいて、ここで「平成23年度補助事業」とありますけれども、ご審議等をいただきまして、実際には平成23年4月から平成24年3月までが、原則として補助事業の実施期間でございます。この期間で諸々の補助事業を補助事業者が実施されるという形になります。

左へ行く矢印がありますけれども、中間報告という形で、10月頃の委員会でご説明をできればと考えております。下に下りますと、事業が終わった段階で補助事業者の皆様が、最初の段階で事前計画を策定していただいた事前計画に対して達成状況等がどうだったかということを「自己評価」していただきます。それをJKA事務局「JKA一次評価」という形で全件、事業内容等すべてをチェックさせていただいて、評価をするということを考えております。

さらに左へ流れまして、ここで評価専門の委員の方にお手数をかけるのですけれども、「平成23年度事業担当委員チェック」ということで、JKAが行った一次評価をチェックしていただき、チェックしていただいた結果を委員会へご報告いただいて、委員会で評価を統括するという流れを考えております。

ただ、ここにありますように、実際に作業をお願いするのは平成24年の5月、6月頃、1年半くらい先になります。先ほど審査の部分では、かなり詳細に手法等を説明申し上げたのですけれども、評価につきましては、今後委員の先生のご意見を伺いながら、事務局で実際の細部を詰めていきます。その際には、「平成21年度補助事業」でシミュレーションを行ってみて、それを踏まえて、来年の5月、平成23年度第1回委員会で、先ほど申し上げた、審査の手法に相当する部分をご説明できればと考えております。

### <質疑>

#### c 委員

私は評価委員なのですが、審査のほうは、審査表のやり取りは、審査の方々がここに来てするわけではないわけですね。基本的にはそういう形で審査をなさって、最終的に一堂に集まって審査結果を主査が報告するのが、第3回から第5回ということですね。



委員長

CD等が各自に送られて、各自が判断して、そこから。

事務局富田

各法人から集まってきました要望書等をCDに落としまして、そちらで実際の要望書等をお持ちいただいて、それを基に審議を行い、評価の裁定をしていただくというような形になります。

d 委員

今年は527件、それを10人で見るということになりますか。

委員長

事務局がやるものもだいぶありますので。

d 委員

そうすると実際には何件。

事務局富田

全部で188事業ということになります。

d 委員

それを審査するという。

委員長

一人18件くらいですか。ただ、副査の分を合わせて36件。

事務局富田

527件は、「簡易案件」が含まれており、そちらが339件で、審査委員の10名に見ていただく案件が残りの、事業費と建築の新築関係に当たりますが、そちらが188件ということになります。

事務局笹部

主査・副査のアトランダムの中で、委員長に関しましては、主査というわけにもいかないだろうということで、両方とも副査という形でお願いしたいと考えております。従って、委員長がやるべき主査の一つのブロック、18件については、どなたかが主査を二つやるという形にならざるを得ないのかと思っております。

d 委員

それを主査・副査でやると、10で割ると主査が18ぐらいと、副査で18、かなりの量ですね。3日間か4日間続けてやらないと、たぶん終わらない。今までの経験で言うとうと。

a 委員

36件というのは、その他諸々のもので言うと、そんなに極端に多くはない。もっとたいへんなものもある。

委員長

審査資料として、段ボールをいくつも送ってくる場所もあります。

事務局笹部

一挙に、ある時期に 36 件をぶつけるというのは負担が増えますので、うまくバラしながら、この 3 回の中でやってみたいと考えております。

委員長

主査がやって、副査がやって、副査の分が主査に戻って、主査が開けて、最終的には主査が権限で、副査の分も汲み入れながら決めてくるということで、二人は合議をしないわけですね、主査に任せて。

事務局笹部

今回、主査が審査したものを副査がチェックするというやり方を具体的にすると、主査・副査同時にお渡しして、審査をやっていただくこととしました。

委員長

初めてですから、たぶん審査がぴったり合うのと、主査・副査で極端に割れる場合もあるんですね。その場合、主査の判断でまとめてもらうということですね。

e 委員

割振りはアトランダムに行くということなのですが、それぞれご専門をお持ちだと思えるのですけれども、そのあたりは特に勘案されないのでしょうか。

事務局富田

先入観・恣意性を排除するために、専門分野ではない案件も割り振らせていただきます。

事務局笹部

我々は件数の平準化ですとか、それをやればやるほど、バランスを見るだとかが始まるし、今回は、バランスが良いか悪いかは別として、件数に偏りがたぶん出ます。ですので、専門分野をそれなりに全部配置するとなると、何十人いてもたぶん足りないだろうと。むしろ、JKA が行う補助事業とは、いったい何かという原点に戻ったときに、社会還元、社会貢献という部分では、一律にこの事業計画、今回、7 項目の事業審査項目、また、後ほど「審査・評価マニュアル」をご審議していただく中で、そういう視点で考えたいと。それに従って、補助事業者サイドのほうが事業計画を練り、補助金を使うに値するかどうか、どういうアピールをするか、そういう部分で、専門領域でなければいけないということではなくて、そのへんが他の補助事業とは、我々が目指すものがやや違うという意味で、アトランダムで十分、この公益審査・評価委員会の各委員のご知見で乗り切れるのではないかと考えた次第でございます。

たいへんなご負担になるのは、申し訳なく思っておりますが、そういう部分もご意見を聞きながら、改善できる部分はやっていくということをお願いしたいと思えます。

委員長

1 回目ですから、やってみて、その上で反省してアトランダムはよくなかったとか、

わかると思います。ただ、いろいろ事務局ではご検討されて、むしろ、専門の人の分野も境界があって、これを誰にやったらよいかわからない部分もあったり、専門の人が専門をやると両極端になって、よく知っているもので、だいが厳しくなる場合もありますので、今回オープンでアトランダムにやって、その結果、反省すべきは反省するということだと思います。

#### a 委員

先ほどの審査と評価の部分で、評価のフィードバックのほうが、資料2-2のところ、平成23年度の評価が、平成24年度の第2回目の7月ですね。そのときに②で補助方針策定となっているではないですか。しばしば、評価と次年度への反映ということでずれることがすごく多いのだけれど、これでは、きちんと反映することになっていますか。時期的には大丈夫なのですか。

#### 事務局池田

基本的には前年度の事業を見て、評価して翌年に反映するのは当たり前ですけど、補助事業は、4月～3月の間で行っていますので、どうしてもタイムラグがあります。今回、新たに補助事業の全般的な見直しをしましたので、平成23年度事業については、新たな考え方で評価することを基本としています。平成22年度事業は今やっている事業であります。それについて、評価室のほうで、現在、平成21年度の事業は全部終わってしまっていて、それをシミュレートしながら、平成22年度の事業については、平成23年度補助事業要望時使用したシートをさらに改善を加え、補助事業者の皆さんに、再提出していただき、その結果を先生方に報告をしようということ考えております。

それで平成24年度の補助方針に、こういうものを直したほうがよいのではないかと、いうところは、評価専門委員の川戸先生と早野先生に相談をしまして、提言しようと思っています。

#### a 委員

特に、先ほど委員長が話されていたし、事務局のほうでも話されたように、新しい形で変えている部分について、変えるべきところは変えるとか、見直すべき点は見直すとおっしゃっているわけだから、補助方針というのはいろいろな意味があるわけだけれど、きちんと咀嚼できたような形にしておかないとよくないと思いますよ。

#### 事務局笹部

今の栃本委員のご質問に関しまして、評価の流れで若干補足させていただきます。JKAの事務局の枠のところに、「平成21年度評価シミュレーション」と書いてあります。この流れに関しましては、当然、平成24年度の補助方針決めにしましては、来年の5月に検討をしなければいけなくて、5月にやり、7月の審査・評価委員会で決定し、普通であれば8月1日の公示に向けて動き出さなければいけなくなります。

従いまして、来年の1月、2月、3月に行います平成23年度補助方針に基づく事業

審査と、これに関して「やはり、これおかしい」という部分については、補助メニューに載っているわけで、その問題に関しましては、早い時期に平成 21 年度の評価を加えた中でいったんやってみて、その結果を早い時期に評価をしていただいて、5 月の補助メニュー検討の際に、一部を見直すと考えております。そういう意味の、この平成 21 年度のシミュレーションです。

(6) 「審査・評価体制及び審査・評価の流れ (案)」の採択

当委員会として、事務局案の通り「審査・評価体制及び審査・評価の流れ」は異議なく了承された。

(7) 議題 (2) 「事業審査・評価マニュアル (案)」について

1) 審査部分についての説明 (事務局富田)

資料 3 「事業審査・評価マニュアル (案)」をご覧くださいと思います。まず 1 ページをご覧ください。こちらには 1. 「審査・評価の基本方針」ということで、(1) から (4) まで 4 点ほど記載しております。この基本方針に基づき、審査評価を行っていきますので、よろしくをお願いします。

次に 2 ページをご覧ください。審査方法に関してですが、議題 (1) でご審議いただきました体制と流れについて、ご説明した通りですので、こちらについては割愛します。

3 ページをご覧ください。平成 23 年度の審査の流れですが、「⑧事務的審査」は、議題 (1) にも関連してきますが、まず簡易以外の案件、先ほど 188 件と申し上げましたが、事業費と建築の新築関係の個別審査を主査・副査にやっていただき、それ以外の「簡易案件」、こちらは 339 件になりますが、年明けの第 3 回から第 5 回の 3 回の委員会において、事業の選定、採択をしていただきますので、お願いいたします。以上が流れになります。

続いて 5 ページの「1 審査」をご覧ください。チャートになってますが、審査については、大きく分けて、組織の審査、事業の審査、広報計画の審査と、この 3 つの視点から審査を行います。

また、この審査項目と主な審査の視点につきましては、10 ページから 15 ページをご覧ください。10 ページの (1)、(2) が組織の審査になります。こちらは事業の特性から視点の異なる事業ごとに、まず「新世紀未来創造プロジェクト」と、その他の事業と 2 つにわけ、事務局が審査項目に基づき、組織の審査を行います。

11 ページですが、こちらからが事業の審査になります。まず「(3) 事業審査 1」がございしますが、こちらに関しても、事務局で審査します。それと、「(4) 事業審査 2」(事業費)、「(5) 事業審査 2」(施設の建築-新築-) については、主査・副査に、7 項目に基づき、審査していただくということになります。

以下、13 ページから 15 ページ、(6) から (9) までございますが、こちらの「事業審査 2」については、すべて「簡易案件」になりますので、(1)、(2) の組織審査、「(3) 事業審査 1」を合わせて、事務局で審査します。

## 2) 評価部分についての説明 (事務局佐藤)

2 ページをご覧くださいまして、「3. 評価方法」をご説明します。流れのところでも、ご説明をしているのですけれども、補助事業者に自己評価をしていただき、それを JKA 事務局が評価し、そして委員評価をしていただく流れになります。

次に 4 ページをご覧ください。先ほど、かなり詳細な部分でご説明しましたので、割愛させていただきます。

次が 5 ページの下段、「2 評価」がございます。こちらで「評価項目」とあるのですけれども、これは補助事業者の皆様が事前計画で記入していただく項目と一致しております。

この中で、下の欄の「公益事業振興補助事業」、こちらが公益事業のほうの評価項目になっております。①成果の内容・指標の達成度／②事業の実施体制／③広報の実施状況／④成果の波及・指標 (アウトカム) ／⑤自己評価の実施体制、という形になります。

さらに 16 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらで、「7. 評価項目および評価の主な視点」というものを書かせていただいております。17 ページの「7. 2 公益事業振興補助事業」の評価項目がございます、評価の主な視点となっています。評価項目は、先ほど申し上げた事前計画で書いていただく項目について、自己評価、JKA 評価、委員の先生の評価を同じ目線で評価をしましょうという趣旨で、評価の主な視点を確認させていただいております。

## <質疑>

### e 委員

質問なのですが、これは審査のことにも、評価のことにもつながってくると思うのですが、JKA と名前を変えて、なかなかこれが浸透しづらいという現状があると思うのですね。募集の期間もあまりなかったということで、先ほど、民間の補助事業便覧のようなものに載せていけば、展開も変わってくるのかもしれないのですけれども、例えば、toto の助成の場合ですと、必ず toto の助成であるということ視覚的にわかるような、旗を掲げさせるであるとか、ホームページなどでの報告においても、そういったものを必ず掲示するようにするというようなことが義務付けられているのです。それが当然、申請するときもそうですし、評価するときも、ちゃんとチェックされるのですけれども、それに当たるようなものというのは、何かあるのでしょうか。

事務局笹部

補助事業の補助方針がお手元にありますが、補助事業実施にあたり、今回から事業の広報を交付条件にしております。今まで機械工業振興の補助事業と、公益の補助事業を比べたときに、いわゆるギャンブルのお金というイメージとしてあり、補助事業の財源という部分での広報が十分できていなかったというのがあります。

事業者サイドにそういう部分があるものの、財源が売上によるものということで、競輪・オートレースの社会貢献というものを広く出していかなければいけないということで、補助方針にきちんと明記をさせていただきました。ですので、その履行遵守をお願いしていくしかございませんが、そういう部分、または競輪の売上によるということではなくて、競輪の支援を受けていますとか、そういう柔らかなイメージでもよいではないかということで、出し方についても、相当柔軟に対応させていただくと考えています。

平成 23 年度が内定した後に、事務説明会を行います。その際に、周知を図ってきたいと思います。

#### e 委員

これまでは、ほとんど履行されていると考えてよろしいでしょうか。

#### 事務局笹部

お手元にあります「補助方針」の 7 ページ「16. 補助事業である旨の表示」というものを明記させていただいております。これは今まで、交付条件と書いていなかったのです。努力目標という感じで捉えられたかもしれません。ですので、そのへんの意識変えということ、今回やっておりますので、今まで以上には徹底されるかと思っております。

#### 委員長

補助してもらう以上は、当然ですね。補助事業を公表したくないようなところへ補助するのはおかしいので。

#### a 委員

今回は、提出された要望書だけで審査するということですね。

フォーマットをきちんと整えて、スコアリングガイドみたいなものを作って、「レ点」を入れる部分とかをきちんとしておかないと、効率が違うから、そうされたほうがよいと思う。

#### 事務局竹内

今、ご指摘いただいている審査項目を基準にして、「審査シート」の形には、これから展開していったって、メールでもやり取りできる、紙でもやり取りできる、記入する場合には、こういうふうにご記入ください、というご案内文も作って、スコアリングガイドのようなものを早めにお届けしたいと思います。

#### a 委員

単に「レ点」を入れるというのではダメなので、判断の根拠が問われるということ

があって、その場合の判断の根拠がスコアリングガイドみたいな形でないと、差が生じるわけだし、そういう部分はちゃんとされる予定なのだろうけど。

もう一つは、事務局のほうで、通常のやり方として、今回、主査と副査でブラインドという形ですが、処理としては事務的に乖離しているものがどのくらいあるかというのは、データとしてきちんと取っておいて、後でそれをチェックするなり、そのような形にしておかないといけないと思います。次回のために。

#### 委員長

a 委員の今の発言はたいへん大事な点ですが、たぶん審査する場合は、基本的には出されたものでしょうね。例えば、本体の事業はいい加減なのに、出されたプランがすごくよい場合は、本体はダメでも評価せざるを得ない。逆に、本体はものすごくよい活動をしているのに、今回の審査はずいぶんいい加減だということもあるわけだから、いろいろ調べることは必要だけれども、出されたデータ中心でよいと思いますね。審査においては。

#### b 委員

例えば、文部科学省の科研費のような場合ですと、ある程度の知った領域のところ、相互比較をやれば、たぶん問題はないのですけれども、その科研費のようなものでも、全然違う領域に非常に苦慮するのは、それぞれのところの重み付けというのがわからないのです。今回の場合、得意分野と関係なくオーバーオールに全部の領域というようになるというお話なので、そうすると、例えば、いただいた 20 件くらいの中で、相互比較というのをやっても、あまり意味がないという恰好になってしまうのですよね。そうすると、もう決まっていることがあると思うのですね。事業費の中のどれだけを使っているところであるとか、定められているところでの問題点があるのなら、先に事務的にチェックをしておいていただきたいと思います。

これは、他の事業のときでもそうですけれども、例えば、モノを買うときに制限を付けてあって、これ以上、この領域ではダメだよということを全部チェックがかかっていて、これは明らかに逸脱部分があるということがわかるような恰好にしておいていただけるとよいかと思います。もともと、応募のときに指定した内容にそっていないところがあるものは、予めわかるようにしておいていただきたいということと、それぞれ区分けしてある領域の中で、従来、どれくらい出しておられるかとか、そういう資料というのは、ご本人たちが必ずしも明示されない可能性があると思うので、できれば、それは付けていただけるとよいと思います。

#### 委員長

今、資料を初めて読まれた方も多と思いますし、私も細かいことはこれから目を通すのですが、審査・評価される前に、いろいろ考え、苦勞して作っていただいた基準がよくわからないとか出てくると思うので、そういったときは、どんどん事務局に確認していただければありがたいと思います。

(8) 「審査・評価マニュアル (案)」の採択

当委員会として、事務局案の通り「審査・評価マニュアル」は異議なく了承された。

(9) 次回以降の委員会について (事務局竹内)

先生方をお願いいたしました委員会につきましては、3回、4回、5回の日時が決まっておりますので、改めてここでご案内させていただきます。

第3回委員会は1月27日(木) 午前10時～

第4回委員会は2月17日(木) 午後1時～

第5回委員会は3月18日(金) 午後1時～

になります。これに関しましては、個別審査案件になりますので、非公開という形で具体的な審査をしていただくということを考えております。

なお、次回の第3回委員会では、今、お話申し上げましたように、先生方にはなかなか時間もないところですので、主な議題としては、私どもが提案しようとしております「簡易案件」のうち、福祉車両とか検診車に関するような案件を、事務局のほうから審査案件としてご提示させていただきたいと考えております。

以上